

# 地域生活支援事業について

# 地域生活支援事業について

## 【事業の概要】

### ○目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### ○性格

- (1) 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業

地域の特性： 地理的条件や社会資源の状況  
柔軟な形態： ①委託契約、広域連合等の活用  
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能  
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能

- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる事業  
※ ただし、地域生活支援事業単独で行うことも可
- (4) 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

## ○内容

### (1) 市町村地域生活支援事業

障害者、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業、障害者等を通わせ創作的活動等の提供を行う事業（地域活動支援センター）等

### (2) 都道府県地域生活支援事業

特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業、その他サービスの質の向上のための養成研修等

※ 事業の内容は、P 7「地域生活支援事業の内容（現行事業との比較）」参照

## 【実施主体】

○市町村地域生活支援事業：市町村（指定都市、中核市を含む。）

ただし、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部又は一部を団体等に委託し実施することが可能。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって地域生活支援事業を行うことができる。

○都道府県地域生活支援事業：都道府県

※ 指定都市や中核市は都道府県との取り扱いとしない。（いわゆる大都市特例は設けない。）

ただし、これまでの経緯、事業の実施体制等を踏まえ、指定都市や中核市で都道府県事業を実施した方が適切に事業を実施できると考えられるものについては、都道府県と指定都市や中核市の間で調整のうえ、都道府県の事業としつつ、指定都市等に実施を委託することも可能。

**【利用者負担】**

地域の実情に応じて柔軟な実施が期待されていることから、利用者負担の方についても、基本的には事業の実施主体の判断による。

〔 従来の利用者負担の状況（その手法や額等）や、他の障害者サービス（個別給付の手法、低所得者への配慮）等を考慮し、実施主体として適切な利用者負担を求めることは考えられる。 〕

**【18年度予算額】**

地域生活支援事業の施行に必要な経費として、200億円（事業の施行は、平成18年10月であり、半年分を計上）を確保。

## 【国庫補助の方法】

### ○実施主体と負担割合

市町村	国 1 / 2	都道府県 1 / 4	市町村 1 / 4
都道府県	国 1 / 2	都道府県 1 / 2	

- ※ 大都市特例の適用なし。  
ただし、発達障害者支援センターは、大都市特例を適用。

### ○国庫補助の配分について

#### ア 基本的な考え方

- ① 統合補助金であることから、個別事業の所要額に基づく配分は行わない。
- ② 事業を行っていない市町村等については、全国水準並みに事業を実施するよう底上げを図る必要があること。また、現行の実施水準を反映する。
- ③ 以上の観点から、次の組み合わせで配分額を決定する。
  - ・現在の事業実施水準を反映した基準による配分（事業実績割分）
  - ・人口に基づく全国一律の基準による配分（人口割分）

イ 配分の枠組み（案）

- ① 市町村が実施する事業と都道府県が実施する事業の配分比率を以下のとおりとする。

市町村：都道府県 = 9：1
----------------

- ② 事業実績割分と人口割分の配分比率を以下のとおりとする。  
なお、19年度以降、人口割分に対する配分比率を高めることとする。

市町村	事業実績割分：人口割分 = 8：2
-----	-------------------

都道府県	人口割分のみで配分
------	-----------

- ③ 個々の市町村等への具体的な配分については、別途、必須事業（相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具、移動支援、地域活動支援センター）に係る事業評価の指標の実績を聴取したうえで、以下の考え方により決定する。

必須事業	事業評価の指標（例）
相談支援	居宅系サービス利用者数
コミュニケーション支援	利用対象者数
日常生活用具	支給件数
移動支援	利用者数
地域活動支援センター	利用者数

○各市町村への具体的な配分の考え方

ア 事業実績割分の配分額

全国分の事業実績割分 ×

A市の事業評価指標
-----
全国の実業評価指標

イ 人口割分の配分額

全国分の人口割分 ×

A市の人口
-----
市町村の人口の合計

ウ A市合計配分額 (ア+イ)

○各都道府県への具体的な配分な配分の考え方

都道府県分の配分額 ×

A県の人口
-----
都道府県の人口の合計

= A県配分額

# ○地域生活支援事業の内容（現行事業との比較）

## 現行事業

## 市町村地域生活支援事業(第77条)

- 障害者地域生活推進特別モデル事業
- 知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)
- 地域生活アシスタント事業
- 家族相談員紹介事業
- ピアカウンセリング事業

- 相談支援事業等(第1項第1号)
- ▶(新)・市町村相談支援機能強化事業…………… 別紙1-1
- ▶(新)・住宅入居等支援事業(居住サポート事業) …… 別紙1-2
- ▶(新)・成年後見制度利用支援事業 …… 別紙1-3
- ※一般的な相談支援については交付税措置

- 奉仕員派遣等事業(手話、要約筆記奉仕員の派遣)
  - 手話通訳設置事業
  - 手話通訳者派遣事業
- 
- 日常生活用具給付等事業
  - 障害者情報バリアフリー化支援事業

- ▶○コミュニケーション支援事業(第1項第2号) …… 別紙2
- ・手話通訳者派遣事業
- ・要約筆記者派遣事業
- ・手話通訳設置事業
- ▶○日常生活用具給付等事業(第1項第2号) …… 別紙3

- 重度身体障害者移動支援事業
- リフト付福祉バス運行事業
- ホームヘルプサービス事業の移動介護の一部

- ▶○移動支援事業(第1項第3号) …… 別紙4

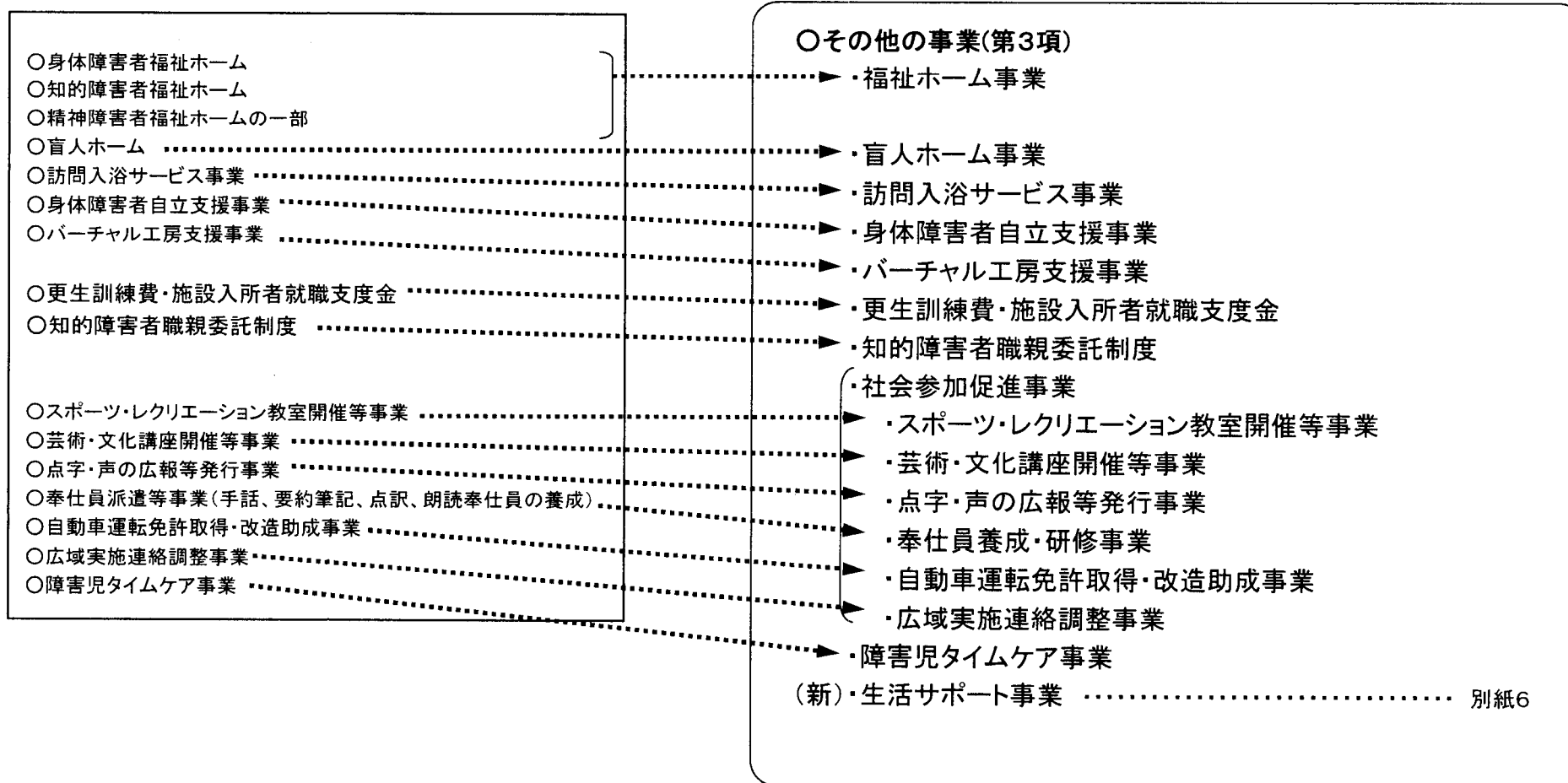
- 小規模作業所の一部
- 身障、知的デイサービスの一部
- 地域生活支援センターの一部(日中活動支援関係)
- 障害児(者)短期入所事業の日中受け入れの一部
- 家族教室等開催事業
- 生活訓練事業
- 本人活動支援事業
- ボランティア活動支援事業
- 福祉機器リサイクル事業

- ▶○地域活動支援センター事業等(第1項第4号)
- ▶(新)・地域活動支援センター事業 …… 別紙5
- ※基礎的な事業については交付税措置



## 現 行 事 業

## 市町村地域生活支援事業(第77条)



# 現行事業

# 都道府県地域生活支援事業(第78条)

- 発達障害者支援センター運営事業
- 障害者就業・生活支援センター事業
- 高次脳機能障害支援モデル事業

- 専門性の高い相談支援事業(第1項)
  - ▶ 発達障害者支援センター運営事業
  - ▶ 障害者就業・生活支援センター事業
  - ▶ (新)高次脳機能障害支援普及事業 ..... 別紙7

- 知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)
- 社会的入院解消のための退院促進支援事業

- その他広域的事業(第1項)
  - ▶ (新)広域的支援事業[例:都道府県相談支援体制整備事業] 別紙8
  - ▶ (新)精神障害者退院促進支援事業 ..... 別紙9

- 居宅介護従業者等養成研修事業
- 障害程度区分認定調査員研修事業
- 審査会委員研修事業
- 主治医研修
- 障害者ケアマネジメント従事者研修
- 障害者ケアマネジメント新規従事者研修
- 手話通訳者養成・研修事業
- 盲ろう者通訳・介助員養成・研修事業
- 相談員活動強化事業

- サービス・相談支援者、指導者の育成事業(第2項)
  - ▶ 居宅介護従業者等養成研修事業
  - ▶ 障害程度区分認定調査員研修事業
  - ▶ 審査会委員研修事業
  - ▶ 主治医研修
  - ▶ 障害者ケアマネジメント従事者研修
  - ▶ 障害者ケアマネジメント新規従事者研修
  - ▶ 手話通訳者・要約筆記者養成・研修事業
  - ▶ 盲ろう者通訳・介助員養成・研修事業
  - ▶ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
  - ▶ (新)サービス管理責任者養成研修 ..... 別紙10

## 現 行 事 業

## 都道府県地域生活支援事業(第78条)

- 身体障害者福祉ホーム
- 知的障害者福祉ホーム
- 精神障害者福祉ホームの一部
- 盲人ホーム
- バーチャル工房支援事業
- 施設外授産の活用による就職促進事業
  
- 生活訓練事業
- 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
  
- 手話通訳設置事業
- 身体障害者補助犬育成事業
- 点字による即時情報ネットワーク事業
- 字幕入りビデオカセットライブラリー事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
  
- 障害者IT総合推進事業(障害者情報バリアフリー化支援事業を除く)
- 都道府県障害者社会参加推進センター設置事業
- 「障害者110番」運営事業
- 障害に関する正しい知識普及啓発事業
- 社会資源情報等提供事業
- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- スポーツ指導員養成事業
- 芸術・文化講座開催等事業
- 点字・声の広報等発行事業
- 奉仕員養成・研修事業(手話、要約筆記、点訳、朗読)
- 手話通訳者派遣ネットワーク事業
- 指定居宅介護事業者情報提供事業
  
- バリアフリーのまちづくり活動事業(廃止)
- 在宅知的障害者巡回相談事業(廃止)
- 手帳交付事業(廃止)

- その他の事業(第2項)
- ・福祉ホーム事業
  - ・盲人ホーム事業
  - ・バーチャル工房支援事業
  - ・施設外授産の活用による就職促進事業
  - ・生活訓練事業
  - ・オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練事業
  - ・音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
  - ・情報支援等事業
  - ・手話通訳設置事業
  - ・身体障害者補助犬育成事業
  - ・点字による即時情報ネットワーク事業
  - ・字幕入りビデオカセットライブラリー事業
  - ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
  - ・社会参加促進事業
  - ・障害者IT総合推進事業
  - ・都道府県障害者社会参加推進センター設置事業
  - ・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
  - ・スポーツ指導員養成事業
  - ・芸術・文化講座開催等事業
  - ・点字・声の広報等発行事業
  - ・奉仕員養成・研修事業
  - ・手話通訳者派遣ネットワーク事業
  - ・指定居宅介護事業者情報提供事業

### 市町村代行事業(第77条第2項)

○市町村代行事業(第77条第2項)